

エコマーク商品類型 No.116

「節水型機器 Version2.5」
認定基準書

—適用範囲—

「日本標準商品分類」に基づく「弁及び管継手」「衛生設備用品」などのうち、別表1に示す家庭内および事業所などで使用される機器を対象とする。

制定日 2005年 8月 1日
最新改定日 2012年 6月 15日
有効期限 2020年 7月 31日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.116 「節水型機器 Version 2.5」 認定基準書

(公財) 日本環境協会

エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

水は、太陽エネルギーによって地表や海面から蒸発散し、雲となり、雨となって地上に戻る。地上に戻った水は、地表から地下に浸透したり、川となって海に流れ込む。このように、水は常に、海、大気、陸地間を循環している。

水循環は、循環過程において熱や物質を運ぶとともに、生物の多様性を保全し、良好な自然環境を確保するために大きく寄与している。一方で、人は河川や地下水から取水して水道用水や農業用水として利用したり、排出される生活排水などを浄化して公共用水域に放流し、下流側で再度利用するといった人工的な水循環システムも形成している。

人は、これらの水循環システムと密接に関わっており、自らの生命の維持をはじめ、日常生活をする上で多くの便益を得ているが、一方で負の影響をも与えている。水に関わる環境保全上の問題として、河川流量の不安定化（都市型水害の発生、平常時流量の減少など）、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下、水質悪化がある。

人が自然環境と調和し、生態系と共生した持続可能な社会を築いて、一年を通して渇水などせずに過不足なく水が使用できる状態を維持するためには、水の有効利用を図るとともに、森林などの水源涵養機能を高めるなど、水環境の総合的な改善が必要である。

水の有効利用は、上記の諸問題を軽減すると同時に、水道水の供給に使用される電力などのエネルギーを削減することで地球温暖化を防止する効果もある。

日本は、河口堰、ダムなど水資源開発施設の整備が進み、すでに一定の水量を確保できている。しかし、これ以上の新たな施設開発は、周囲の環境に様々な影響を与える可能性があり、困難な状況にある。また、渇水年の降雨量が減少する傾向にあり、水利用の安定性を確保するためには、人と自然環境との調和を考え、水の多段階利用、水の再利用、新たな水源としての雨水利用など、水源の多様化を考えなければならない。さらに、限りある使用可能な水資源を将来の世代へ受け継いでいくためにも節水は意義がある。

本類型では、節水型機器の普及および節水意識の高揚を含む水の有効利用を通じて環境負荷低減を図ることを目的とし、製品（システムを除く）の環境側面で配慮がなされた「水を使用する機器」を採り上げた。

ただし、水の有効利用は、人の意識による配慮が一番効果的であり、この点は水を使用

する者の意識の向上が求められる。

2. 適用範囲

「日本標準商品分類」に基づく「弁及び管継手」「衛生設備用品」などのうち、別表1に示す家庭内および事業所などで使用される機器を対象とする。

3. 用語の定義

時間止水性能	設定した時間だけ吐水すると自動的に停止する能力。
定量止水性能	設定した量を吐水すると自動的に停止する能力。
自閉式	手を離すと自動的に止水する構造。
洗浄水量	1回の洗浄で流れる実際の水量。
節水型大便器	洗浄水量 6.5 リットル以下で使用できる大便器。
流量制御付自動洗浄装置	使用頻度・使用時間に応じて自動的に洗浄流量を制御する機能の付いたセンサー式の洗浄装置
湯水混合水栓(サーモスタット式)	温調ハンドルによって、あらかじめ吐水温度を設定しておけば、湯水の圧力および温度変動などがあっても、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合量を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓。
湯水混合水栓(シングルレバー式)	一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量および吐水温度の調節ができる湯水混合水栓。
時間止め水栓	設定した時間に達すると自動的に止水する水栓。
定量止め水栓	浴槽などへの貯水および貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓。
自動水栓	光電式などのセンサ、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓。水用と湯用がある。自己発電機能により作動するものと、AC100Vの電源を使用するものがある。
自閉水栓	操作部から手を離すと自動的に止水する給水栓。ハンドル式とボタン式がある。
節水コマ	給水栓において、節水を目的として製作されたコマ。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ給水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
定流量弁	弁の入り口側または出口側の圧力変化に関わらず、常に流量を一定に保持する調整弁。一般に流量設定が可変のものは流量調整弁と呼び、流量設定が固定式のものを定流量弁という。水流の動圧とバネを利用したものなどがあるが、一定流量の精度と許容圧力に留意を要する。
手元一時止水機構付シャワーヘッド組込み水栓	シャワーヘッドに取付けられたボタン等により、使用者が手元で一時的に止水、吐水の切替えができるシャワーヘッドが組み込まれた水栓。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 機器の節水性能として、別表 2 に示す節水基準および構造基準に適合していること。節水効果が現れる使用場所の条件などがある製品は、その旨を情報提供していること。

【証明方法】

別表 2 に示す節水基準に適合していることの第三者機関または自社による証明書、別表 2 に示す構造基準に適合していることの証明書を提出すること。

- (2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (3) 交換される部品の取外し、取付けは、はめ込み式、ボルト、ワンタッチ方式など取替え可能なものであること。

【証明方法】

取扱説明書など適合を示す文書などを提出すること。

- (4) 製品は、部品交換が可能であり、交換方法などについて、使用者への周知を取扱説明書などで行っていること。交換用部品の供給は、製造中止後 10 年以上（ただし、電装部品は 6 年以上）確保されていること。ただし、単一の部品（素材）のみで構成される製品については、本項目の適用外とする。

【証明方法】

取扱説明書など適合を示す文書などを提出すること。

- (5) 複数の異なる材料部品（プラスチック、ガラス、金属など）を組み合わせて使用する製品にあっては、部品ごとに分離・分別できる工夫がなされていること。

【証明方法】

製品に使用している部品および使用材料一覧表を提出すること。

- (6) 製品および包装に使用されるプラスチック材料には、ハロゲン系元素を含むポリマー及び有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、大・小便器の排水接続部材、小便器の樹脂製着脱トラップおよび水栓に付属するシャワーホース、また水中での使用を前提としたフッ素化合物（フッ素ゴムなど）、コンセントなどの電装部品においては、本項目を除外する。

また、製品に難燃剤を使用する場合は、難燃剤に PBB（多臭化ビフェニール）、PBDE（多臭化ジフェニルエーテル）または短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10-13、含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

製品に使用している部品および使用材料一覧表を提出すること。

- (7) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

【証明方法】

製品の梱包状態および使用梱包材などを付属証明書へ具体的に説明記述すること（図、写真などを用いて補足してよい）。

- (8) 製品に、水道法の「給水装置」ではない部分（便器における陶器など）が含まれる場合は、該当部分からの有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号）別表第三に挙げられたカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、

総水銀、PCB、ベンゼン、セレン、ホウ素、フッ素の 10 項目に関する溶出量基準を満たすこと。

【証明方法】

第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。
ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、部品供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

- (9) 適正な取扱いに関する情報として、維持管理上の注意を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットに明示していること。

【証明方法】

該当製品の維持管理上の注意を記載した取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットを提出すること。

- (10) 温水洗浄便座のエネルギー消費は、エコマークに申込み時点の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に定める「電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」の基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

【証明方法】

数値を記載した試験結果などを提出すること。

- (11) 製品に抗菌加工をする場合は、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

【証明方法】

付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

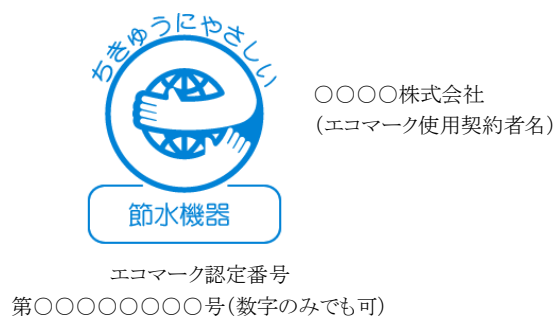
- (1) 品質については、水道法施行令第 5 条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合すること。かつ、該当する日本工業規格などを有するものは該当品質基準に適合していること。また、製造段階での品質管理が十分になされていること。

【証明方法】

水道法施行令第 5 条「給水装置の構造及び材質の基準」、日本工業規格（JIS）などに適合していることの証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分は、別表 1 に示す器具の種類ごと、かつ商品ブランド名ごととする。寸法の大小による区分は行わない。
- (2) マーク下段の表示は下記に示す環境情報表示とする。環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、「節水機器」と記載すること。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011 年 3 月 1 日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（B タイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。また、エコマーク商品類型 No.116「節水型機器」の認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。



- 2005 年 8 月 1 日 制定 (Version2.0)
- 2006 年 6 月 27 日 軽微な改定 (Version2.1)
- 2006 年 10 月 19 日 下段表示の取扱い修正 (Version2.2)
- 2008 年 2 月 14 日 有効期限の延長
- 2008 年 8 月 21 日 環境法規遵守基準の改定 (Version2.3)
- 2011 年 3 月 1 日 マーク表示方法の改定 (Version2.4)
- 2012 年 6 月 15 日 4-1.(6)(11)修正、別添 1 削除(番号繰上げ)、5.(3)(4)削除 (Version2.5)
- 2014 年 2 月 1 日 有効期限の延長
- 2020 年 7 月 31 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1

対象範囲区分	節水対応器具（申込み区分）		別表 2 掲載頁
トイレ関連	A	節水型大便器（ロータンク式）	7 頁
	B	節水型大便器（フラッシュバルブ式）	7 頁
	C	節水型大便器（洗浄弁内蔵型）	8 頁
	D	流量制御付自動洗浄装置組込小便器	8 頁
	E	小便器用流量制御付自動洗浄装置	9 頁
水栓関連・ 節水付加機能	F	節水コマ	10 頁
		節水コマ内蔵水栓	
	G	定流量弁	11 頁
		定流量弁内蔵水栓	
	H	泡沫キャップ	11 頁
		泡沫機能付水栓	
	I	流量調整弁	12 頁
	J	湯水混合水栓（サーモスタット式）	13 頁
	K	湯水混合水栓（シングルレバー式）	13 頁
	L	時間止め水栓	14 頁
	M	定量止め水栓	14 頁
	N	自閉水栓	14 頁
	O	自動水栓（自己発電機構付）	15 頁
		自動水栓（AC100V タイプ）	
P	手元一時止水機構付シャワーヘッド	15 頁	
	手元一時止水機構付シャワーヘッド組込水栓		

別表 2

対象商品		A. 節水型大便器（ロータンク式）
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	(1) 洗浄水量は、6.5リットル以下であること。 洗浄水量の測定は0.2MPaの水圧で実施する。
	構造基準	(1) JIS A 5207 に示す洗浄性能、排出性能に適合していること。 (2) 「別添 1 - I」に示す搬送性能を満たすこと。
節水以外の観点		大便器およびロータンクはセットでの扱いとする。

対象商品		B. 節水型大便器（フラッシュバルブ式）
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	(1) フラッシュバルブ(以下 FV)が流動時の給水圧力 0.2MPa での設定吐水量に対して1回の洗浄動作(ハンドルを押し続けた状態)で±15%以内の吐水量であること。 (2) 洗浄水量は、6.5リットル以下であること。 洗浄水量の測定は0.2MPaの水圧で実施する。
	構造基準	(1) 設定吐水量の調整が容易に出来る構造であること。 (2) 節水 FV は、押し続けた場合も一回分流量が決まっているバルブであること。 (3) JIS B 2061 に示す吐水性能に適合していること。 (4) JIS A 5207 に示す洗浄性能、排出性能に適合していること。 (5) 上記 FV と大便器とをセットし、「別添 21 - I」に示す搬送性能を満たすこと。
節水以外の観点		大便器および FV はセットでの扱いとする。

対象商品		C. 節水型大便器（洗浄弁内蔵型）
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	(1) 洗浄水量は、6.5リットル以下であること。 洗浄水量の測定は0.2MPaの水圧で実施する。
	構造基準	(1) JIS A 5207 に示す洗浄性能、排出性能に適合していること。 (2) バルブと大便器とをセットし、「別添1-I」に示す搬送性能を満たすこと。
節水以外の観点		大便器およびバルブはセットでの扱いとする。

対象商品		D. 流量制御付自動洗浄装置組込小便器
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	(1) 洗浄水量は、2.5リットル以下であること。 洗浄水量の測定は0.2MPaの水圧で実施する。 (2) 使用時間、連続使用などにより、洗浄水量を制御すること。（申込時にデータを提出すること）
	構造基準	(1) JIS A 5207 に準じた洗浄・排出性能を満たしていること。 (2) 小便器利用の無い状態が続いた場合、小便器トラップの封水保護を目的として、自動洗浄を行う構造であること。
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電池は、カドミウム、鉛、水銀を使用しないこと。 ただし、電池の使用後に回収されリサイクルされるシステムが確立されている場合には、この条項は適用しない。

対象商品		E. 小便器用流量制御付自動洗浄装置
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	<p>(1) 洗浄水量は4リットル以下であること。 洗浄水量の測定は0.2MPaの水圧で実施する。</p> <p>(2) 使用時間、連続使用などにより、洗浄水量を制御すること。（申込時にデータを提出すること）</p>
	構造基準	<p>(1) JIS A 5207 に該当する小便器にセットし、JIS A 5207 の洗浄・排出性能を満たしていること。</p> <p>(2) 小便器利用の無い状態が続いた場合、小便器トラップの封水保護を目的として、自動洗浄を行う構造であること。</p>
節水以外の観点 電気の使用		<p>(1) 電池は、カドミウム、鉛、水銀を使用しないこと。</p> <p>ただし、電池の使用後に回収されリサイクルされるシステムが確立されている場合には、この条項は適用しない。</p>

対象商品	F. 「節水コマ」または「節水コマ内蔵水栓」	
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	<p>(1) 節水コマを組み込んだ水栓の吐水性能は、次による。 (JIS B 2061 給水栓の吐水性能 による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハンドルを 120° 開いた時、普通コマを組み込んだ場合に比べ、20%を超え 70%以下の吐水流量 (30%以上の節水量) でなければならない。 ・ ハンドルを全開にした時、普通コマを組み込んだ場合に比べ、70%以上の吐水流量がなければならない。 ・ 吐水中の水圧は上記いずれの場合にも 0.1MPa に設定する。 <p style="text-align: center;">解説図 ハンドル開度-吐水量曲線</p>
	構造基準	<p>(1) 弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該品に取替えるだけで節水が図れるコマ、およびそのコマを組み込んだ水栓であること。</p> <p>(2) 取替用のコマの場合は、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。</p>
節水以外の観点 電気の使用		<p>(1) 電気は使用のないこと</p>

対象商品		G. 「定流量弁」または「定流量弁内蔵水栓」
環境に関する基準 4-1.(1)項の節水基準	節水基準	(1) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の時、適正吐水流量は、5～8リットル/min であること。
	構造基準	(1) ある吐水量より多く吐水されないように、該当品に取替えるだけで節水が図れる弁またはその弁を組み込んだ水栓であること。 (2) 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後ろに定流量弁を取り付けること。 定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。 (3) 水量的に用途に応じた設置（本類型では手洗い、洗顔、食器洗浄）ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと

対象商品		H. 「泡沫キャップ」または「泡沫機能付水栓」
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	(1) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の時、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 (2) 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において、5リットル/min 以上の吐水流量であること。
	構造基準	(1) 水流にエアを混入する事により、節水が図れるキャップおよび泡沫機能を組み込んだ水栓であること。
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと

対象商品		I. 流量調節弁								
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	<p>(1) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）を全開にした場合の吐水量が、申込調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>(2) 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において、機器設置場所での吐水流量が表「機器設置場所毎の適正吐水流量」に示す数値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">表 機器設置場所毎の適正吐水流量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機器設置場所</th> <th>洗面所</th> <th>台所・調理場</th> <th>シャワー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正吐水流量 (リットル/min)</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (2)の条件を満たす機器設置場所について、取扱説明書および宣伝用印刷物（パンフレット、カタログなど）などで情報提供していること。</p>	機器設置場所	洗面所	台所・調理場	シャワー	適正吐水流量 (リットル/min)	5	5	8
	機器設置場所	洗面所	台所・調理場	シャワー						
適正吐水流量 (リットル/min)	5	5	8							
構造基準	(1) 止水栓より吐水口側に該当品を設置することにより節水が図れる弁。									
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと								

対象商品		J. 湯水混合水栓（サーモスタット式）
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	なし
	構造基準	<p>(1) 温度調節ハンドルによって、あらかじめ吐水温度を設定しておけば、湯水の圧力および温度変動などがあつた場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓であること。（『JIS B 2061 「給水栓」の定義』による）</p> <p>(2) 温度表示目盛を 40℃付近に合わせたときの吐水温度は、設定温度の±3℃以内であること。 （『JIS B 2061 「給水栓の自動温度調整性能」』による）</p> <p>(3) 吐水温度を 40℃付近に設定した後、一次側給水圧力を変動させた場合、吐水温度は±3℃以内であること。 （『JIS B 2061 「給水栓の自動温度調整性能」』による）</p> <p>(4) サーモスタット湯水混合栓は、高温の吐水防止のため、安全装置を設けること。 （『JIS B 2061 「給水栓の水栓の構造」』による）</p> <p>(2) (3)の自動温度調整性能の試験方法は、JIS B 2061 8.1.10 による。</p>
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと

対象商品		K. 湯水混合水栓（シングルレバー式）
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	なし
	構造基準	<p>(1) 一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量および吐水温度の調整ができる湯水混合水栓であること。（『JIS B 2061 「給水栓」の定義』による）</p> <p>(2) 流量調節のしやすい機能があること。例えば多段式であること。</p>
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと

対象商品		L. 時間止め水栓
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	なし
	構造基準	(1) 設定した時間に達すると自動的に止水する水栓 (2) 次の性能を有すること。 $\left \frac{\text{設定時間} - \text{実時間}}{\text{設定時間}} \right \leq 0.05$

対象商品		M. 定量止め水栓
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	なし
	構造基準	(1) 定量止水性能（設定した量を吐水すると自動的に停止する能力）を有した水栓であること。 （『JIS B 2061 「給水栓」の定義』による） (2) 次の性能を有すること。 $\left \frac{\text{設定吐水量} - \text{実吐水量}}{\text{設定吐水量}} \right \leq 0.2$ （『JIS B 2061 「給水栓の定量止水性能」』による）
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと

対象商品		N. 自閉水栓
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	なし
	構造基準	(1) レバーやハンドルなどを操作すれば吐水し、手を離せば一定量を吐水した後に自動的に止水する構造を有した水栓であること。 (2) 止水するまでの吐水量が調節できる機構であること。
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと

対象商品		O. 「自動水栓（自己発電機構付）」または 「自動水栓（AC100V タイプ）」
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	(1) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水量は、5 リットル/min 以下であること。
	構造基準	(1) 手をかざして（非接触）自動で吐水すること。 (2) 手を離すと自動で止水すること。 止水までの時間は 2 秒以内であること。 測定方法は、「別添 2 - II」の通りとする。
節水以外の観点 電気の使用		(1) 自己発電機能もしくは単相交流（100V）電源で作動すること。なお、自己発電機能で稼動する機器にあつては、バックアップ電池にカドミウム、鉛、水銀を含まないこと。ただし、使用後に回収、リサイクルするシステムがある場合は適用しない。

対象商品		P. 「手元一時止水機構付シャワーヘッド」または 「手元一時止水機構付シャワーヘッド組込水栓」
環境に関する基準 4 - 1.(1)項の節水基準	節水基準	なし
	構造基準	(1) シャワーヘッドに設置されたボタン等により、手元で一時的に止水、吐水の切替えができるシャワーヘッド及びその組込み水栓であること * 使用場所は浴室のみ
節水以外の観点 電気の使用		(1) 電気は使用のないこと

別添 1

I. 節水型大便器（ロータンク式、フラッシュバルブ式、洗浄弁内蔵型）における搬送性能の試験方法について

1. 試験方法

下図 1 に示すように、試験用排水管路（*1）を大便器に接続する。洗浄用ロータンクに有効水量を貯水し、給水圧力を 0.2MPa に設定し、トラップを満水にした後、下記の手順でロール状トイレットペーパー（*2）を便器の溜水部に沈ませたのち、直ちに大洗浄を行い、当該トイレットペーパーの試験用排水管路での搬送距離を調べる。なお、試験は 5 回実施する。

2. 判定基準

5 回の試験結果のうち、最大値、最小値を除いた 3 回の平均搬送距離が 10m 以上のこと。

*1；試験用排水管路；透明管（呼び径 75φ、横引長さ 1m+17m）を排水こう配 1/100 で敷設したものとする。なお、継手は 90°大曲エルボ（略号：LL）を用いることとする。

*2；ロール状トイレットペーパー；JIS P 4501 で定めるトイレットペーパー 1m を 8 折し、これを 6 枚重ねてロール状に丸めたもの。

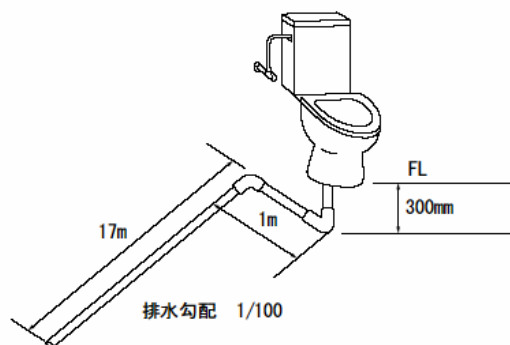


図 床下排水タイプ試験装置

● ロール状トイレットペーパー作成・投入手順

1. ロール状トイレットペーパー用の筒（内径 40～50 mm）を用意する（例えば、VU40）。
2. 長さ 1 m の JIS ペーパー(シングル)を 8 折にしたものを 6 枚用意する。
3. 8 折ペーパー 6 枚を重ねロール状にしたもの（下の写真参照）をロール状トイレットペーパー用の筒の中に挿入する。
4. 下図のようにロール状トイレットペーパーを挿入した方の筒の先端を便器に接触させ、15 秒間保持し、トイレットペーパーを完全浸水させる（下図参照）。



写真 ロール状トイレットペーパー

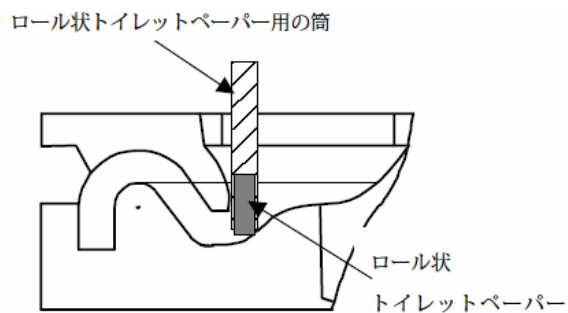


図 筒を便器に接触させている状態の例

5. ロール状トイレットペーパーを筒から押し出して、溜水部に沈ませた状態にする。

II. 止水までの時間の測定法について

- ① 自動水栓の流量を最適吐水量に設定する。
- ② ビデオ撮影を開始し、手をさしだし水を吐水させる。その状態から手を水流から引き始めた瞬間を計測の開始とする。この時、ストップウォッチも同時撮影する。
- ③ 撮影したビデオをこま送りにて分析する。吐水の本流が収束した時点までを止水に要した時間と定義する。また、同時に撮影したストップウォッチの時間との誤差をチェックする。（最後に数滴の水滴が落下することが予測されるが、水量は無視できる範囲と考えられるのでここでは止水時間としてはカウントしないこととする）
- ④ 止水までの時間がばらつく可能性があるので 5 回測定しその平均を止水までの時間と定義する。

